

## 福知山市内バスマップ&時刻表有料広告要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福知山市建設交通部都市・交通課が作成する福知山市内バスマップ&時刻表に掲載する広告（以下「市内バスマップ広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告内容等の制限)

第2条 市内バスマップ広告は、福知山市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条及び福知山市広告掲載基準（以下「基準」という。）第4条に定めるもののほか、市内バスマップ広告として適当でないと福知山市（以下「市」という。）が認めるものについては掲載しない。

### (広告掲載料等)

第3条 広告掲載料の基準となる額は、市が別に定める。  
2 広告のデザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。  
3 広告主は、広告掲載料を市が発行する納入通知書により市が指定する日までに、納入しなければならない。

### (広告の規格、数量及び掲載時期)

第4条 広告の規格、数量及び掲載時期は、市が別に定める。

### (広告の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、市が別に定める日までに、福知山市有料広告掲載申込書（要綱様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）に、広告の原稿を添えて、市に提出するものとする。

### (広告主の選定)

第6条 市は、広告掲載希望者から前条の規定による申込みがあったときは、第7条の規定に基づき広告主を決定する。  
2 前項の規定による広告主の決定は、建設交通部都市・交通課において行う。

### (広告主への通知)

第7条 市は、広告主を決定したときは、その旨を福知山市有料広告掲載決定通知（要綱様式第2号）により広告主に通知する。

### (非掲載通知)

第8条 市は、広告掲載希望者の申込み内容が第2条に該当し掲載できないものであるとき、もしくは広告主を他の広告掲載希望者に決定したときは、その旨を福知山市有料広告非掲載決定通知（要綱様式第3号）により広告掲載希望者に通知する。

(契約の締結)

第9条 市は、第7条の規定による通知後、速やかに広告主と当該契約を締結するものとする。

(広告原稿の提出等)

第10条 広告主は、市が別に定める日までに、市に広告の原稿を提出しなければならない。

2 市内バスマップ広告には、広告主の名称及び連絡先を明確に表示しなければならない。

(広告内容等の変更又は修正)

第11条 広告主は、前条の規定により提出した広告の原稿を変更又は修正することはできないものとする。ただし、市がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

2 広告主は、前項のただし書きにより広告の原稿を変更又は修正するときは、市にあらかじめ協議するものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、要綱第13条に規定するもののほか次の各号に規定する責務を負うものとする。

(1) 広告主は、掲載された広告に起因して市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負う。

(2) 広告主の責に帰すべき事由により広告の掲載を中止するときは、これに伴う費用は広告主が負う。

(協議)

第13条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、要綱及び基準によるほか、市と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、市内バスマップ広告の取扱いに関して必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年1月28日から施行する。

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

この要領は、令和2年1月29日から施行する。

この要領は、令和3年2月9日から施行する。

この要領は、令和4年2月27日から施行する。

この要領は、令和5年2月6日から施行する。

この要領は、令和6年2月9日から施行する。

この要領は、令和7年2月3日から施行する。